別表六の二（十六）付表三　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定地域基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算

当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十六）「14」）×（別表六の二（十六）付表一「12」／別表六の二（十六）「7」）	1	円

地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算

基準雇用者割合 （別表六の二（十六）「3」）	2	
個別特定新規雇用者数 （別表六の二（十六）付表一「22」）	3	人
個別移転型特定新規雇用者数 （別表六の二（十六）付表一「24」）	4	
個別対象非特定新規雇用者数及び個別非新規基準雇用者数の合計 （別表六の二（十六）付表一「29」＋「31」）	5	
個別移転型非特定新規雇用者数及び個別移転型非新規基準雇用者数の合計 （別表六の二（十六）付表一「30」＋「32」）	6	
個別非特定新規雇用者超過数 （別表六の二（十六）付表一「33」）	7	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合　個別税額控除相当額の計算　(2)≧10%又は（別表六の二（十六）「1」）＝0の場合 60万円×(3)＋50万円×(5)＋40万円×(7)	8	円
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合　個別税額控除相当額の計算　同上以外の場合 30万円×(3)＋20万円×(5)＋10万円×(7)	9	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合　個別税額控除相当額の計算　個別税額控除相当額 (8)又は(9)	10	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合　各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(10)の合計）	11	

連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合　個別税額控除相当額の計算　(2)≧8%若しくは(2)≧10%又は（別表六の二（十六）「1」）＝0の場合 60万円×(3)＋50万円×(5)	12	円
連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合　個別税額控除相当額の計算　5%≦(2)＜8%の場合 30万円×((3)＋(4))＋20万円×((5)＋(6)×1.5)	13	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合　個別税額控除相当額の計算　(2)＜5%又は(2)＜10%の場合 30万円×(3)＋20万円×(5)	14	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合　個別税額控除相当額の計算　個別税額控除相当額 (12)、(13)又は(14)	15	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合　各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(15)の合計）	16	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合　当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十六）「45」）×（(10)／(11)又は(15)／(16)）	17	

地方事業所特別基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算

各連結法人の地方事業所特別基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「42」の合計）	18	人
個別税額控除相当額 30万円×（別表六の二（十六）付表一「42」－「42の内書」）＋20万円×（別表六の二（十六）付表一「42の内書」）	19	円
各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(19)の合計）	20	
当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十六）「51」）×（別表六の二（十六）付表一「42」／(18)又は(19)／(20)）	21	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）